

○東京歯科大学自己点検・評価委員会規程

平成9年2月18日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、東京歯科大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、東京歯科大学（以下「本学」という。）の教育研究水準の向上を図り、建学の精神及び教育理念に基づく本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検・評価を行うとともに、内部質保証を実現、推進することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 水道橋病院長
- (4) 市川総合病院長
- (5) 大学院研究科長
- (6) 千葉歯科医療センター長
- (7) 図書館長
- (8) 教務部長
- (9) 学生部長
- (10) 研究部長
- (11) 教養科目協議会幹事
- (12) 法人主事
- (13) 事務局長
- (14) 内部監査室長
- (15) その他学長が必要と認めた者

2 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が議長となる。

5 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(審議及び点検・評価事項)

第4条 委員会は、本学における全学的事項に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 点検・評価及び内部質保証の基本方針並びに基本事項の策定等に関すること。
- (2) 自己点検・評価報告書の作成及び公表に関すること。
- (3) 機関別認証評価及び歯学教育評価に関すること。
- (4) その他、点検・評価及び内部質保証に関して必要な事項。

2 委員会は、本学の次に掲げる事項について検討し、具体的な点検・評価の実施について学務協議会に指示する。

- (1) 理念・目的に関すること。
- (2) 内部質保証に関すること。
- (3) 教育研究組織に関すること。
- (4) 教育課程・学習成果に関すること。
- (5) 学生の受け入れに関すること。
- (6) 教員・教員組織に関すること。
- (7) 学生支援に関すること。
- (8) 教育研究等環境に関すること。
- (9) 社会連携・社会貢献に関すること。
- (10) 大学運営・財務に関すること。
- (11) その他、必要な事項に関すること。

(部会)

第5条 委員会には、必要に応じて分野ごとに点検・評価を実施するための部会を置くことができる。

(委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、大学事務部庶務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成9年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月15日から施行する。

附 則

平成15年3月1日付、事務組織改組に伴い「事務部長改め事務局長」と名称改正を行う。

附 則

この規程は、平成17年3月14日から施行する。

附 則

平成19年6月1日付、学校法人東京歯科大学寄附行為施行細則の改正に伴い、「学監」を削除する。

附 則

この規程は、平成27年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月14日から施行する。